

災害により被害に遭われた方へ

市税の減免制度を受けられる場合があります

被災された皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

神戸市では、災害（震災・風水害・落雷・火災又はこれらに類する災害）によって被害を受けられた方のために、下記のような市税の減免制度を設けています。

1. 個人住民税

下表の「損害の程度」及び「被害を受けられた方の前年の合計所得金額」に応じて、「減免額」に記載する個人住民税が減額又は免除されます。

（2以上の減免事由があるときは、最も大きい減免割合を適用します）

※下表に該当しない場合（損害の程度が「2割未満（一部損壊）」の場合や被害を受けられた方の前年の合計所得金額が1,000万円を超えている場合等）は減免対象外です。

	損害の程度	被害を受けられた方の前年の合計所得金額 ^{※4}	減 免 額	
家屋等 ^{※3}	5割以上(全壊)	500万円以下	災害後の納期分の住民税の	全 額
		500万円超 750万円以下		50%相当額
		750万円超 1,000万円以下		25%相当額
	2割以上 5割未満(半壊) 所有または 居住する家屋が 床上浸水	300万円以下		80%相当額
		300万円超 500万円以下		50%相当額
		500万円超 750万円以下		25%相当額
	750万円超 1,000万円以下	12.5%相当額		

	損害の程度	被害を受けられた方の前年の合計所得金額 ^{※4}	減 免 額	
商品等 ^{※5}	5割以上	300万円以下	災害後の納期分の住民税の	50%相当額
		300万円超 500万円以下		30%相当額
		500万円超 750万円以下		20%相当額
		750万円超 1,000万円以下		10%相当額

※3 納税者（配偶者・扶養親族を含みます。）の方が所有する家屋、家財、商品、居住する家屋をいいます

※4 分離して課税される所得も含んだ所得金額の合計額で、雑損失・純損失を繰越控除する前の金額をいいます

※5 納税者の方の住所以外の場所にある事務所・事業所に損害を受け、商品等が損害した場合をいいます

被害を受けられた方		減 免 額	
災害が直接の原因で 納税者の方が	死亡した場合	災害後の納期分の住民税 全 額	
	障害者となった場合	〃	90%相当額

☆ 申請方法

申請先：市民税課またはお住まいの区の市税の窓口（各区役所内）

申請書類：①減免申請書、②減免事由を証する書類（「り災証明書」など）

詳しくは、新長田合同庁舎3階・市民税課（下記参照）へお問い合わせください。

また、所得税においても災害減免または雑損控除の適用を受けられる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

2. 固定資産税・都市計画税

土地・家屋・償却資産は、下表のとおりそれぞれの「資産の損害の程度」に応じて、「減免額」に記載する固定資産税・都市計画税が減額又は免除*¹されます。

*¹ 減額又は免除の対象となる税額：年税額÷12月×《被災の翌月から翌年3月までの月数》

資産	資産の損害の程度		減免額
土地	埋没・流失等により	5割以上	当該土地にかかる税額の全額
		2割以上5割未満	当該土地にかかる税額の50%相当額
家屋	5割以上（全壊）		当該家屋にかかる税額の全額
	2割以上5割未満（半壊）		当該家屋にかかる税額の50%相当額
	損害の程度が2割未満の床上浸水		当該家屋にかかる税額の20%相当額
償却資産	1作業部門又は1棟ごとに	2割以上	当該償却資産にかかる税額を損害の程度により按分して算出した額

☆ 申請方法

申請先：固定資産税課または固定資産がある区の市税の窓口（各区役所内）

申請書類：土地：①減免申請書、②減免事由を証する書類（写真など）

家屋：①減免申請書、②減免事由を証する書類（「り災証明書」など）

償却資産：①減免申請書、②減免事由を証する書類（写真など）、③被災資産明細書、④償却資産被災届

詳しくは、新長田合同庁舎4階・固定資産税課（下記参照）へお問い合わせください。

3. 市税の納付が困難なときには

火災や風水害など特別な事情により、市税の納付が困難な場合には、申請に基づき、一定期間納税を猶予する制度があります。また、分割納付のご相談にも応じております。詳しくは、新長田合同庁舎5階・収税課（下記参照）へお問い合わせください。

4. 新長田合同庁舎の所在地・連絡先

担当課	所在地	フロア	電話番号
市民税課	〒653-0042 神戸市長田区二葉町5丁目1-32	3階	☎(078)647-9300
固定資産税課		4階	☎(078)647-9400
収税課		5階	☎(078)647-9472